

第9章 みんなの力で地域づくりを進めるまち

1 コミュニティの振興

現状と課題

◆隣組合や行政区(自治会)などの地域コミュニティは、地縁による団体として地域の行事、まつりやスポーツ、地域づくりや防災、地域福祉の向上など、住民相互の融和や地域課題への対応など、これまで重要な役割を果たしてきました。

◆近年の核家族化の進展やプライバシー意識の高まりなどにより、地域への愛着や相互扶助意識が低下し、隣近所とのつきあいを拒む人が増えています。本町においても、各行政区において、役員や世話役を引き受ける人や地域行事に参加する人が少なく、行政区や組合に加入しないなどの問題が出てきています。

◆平成22(2010)年4月現在、本町には21の行政区がありますが、規模の面では、一番大きな行政区で約1,400世帯3,600人超、一番小さな行政区で約30世帯100人足らずと大きな差があります。また、古くから農漁業などを中心とする行政区、新興住宅を母体とする行政区、古くからの集落と新興住宅が混在する行政区など、その成り立ちもさまざまです。

◆私たちの生活は、個人や家庭があくまで基本ではありますが、高齢社会や核家族化の進展、災害時への対応などを考えると、互いに助け合い、支え合う、そんな地域コミュニティの復活が大きな課題といえます。この問題は、行政だけでも、地域だけでも解決できる問題ではなく、両者が一体となって考えていく必要があります。

◆本町では、これまで公民館機能の充実を支援するため、老朽化した施設の改修やバリアフリー化する際の建築補助金の交付、さらには、生涯学習の一環として出前講座の開催や行事の際の用具の貸出などの支援をおこなってきました。今後も、このようなハード面、ソフト面でのさらなる充実が求められています。

◆住居表示は、住民生活の便宜を向上させるため、開発地域や既成市街地において順次実施してきました。今後とも、町内未実施の既成市街地においても推進していく必要があります。

◆施策の方針

地域の課題について、町民と行政がパートナーシップのもと相互に理解しあい、課題解決のための地域活動の仕組みづくりをするとともに、コミュニティ活動拠点として公民館などの施設を充実し、地域の活性化や町民の地域活動を推進します。

◆施策の体系

コミュニティの振興

- ◆コミュニティ組織の仕組みづくり
- ◆コミュニティ施設の充実
- ◆コミュニティ活動の活性化
- ◆住居表示の推進

<協働を推進するために>

隣近所とのつきあい、地域の祭りや行事に積極的に参加するなど、町民同士の交流を活性化するとともに、また、ボランティア活動などを通して、地域の安全や課題の解決、災害時への備えなど、互いに助け合い、支え合う、そんな地域コミュニティづくりが大切です。

施策の内容

①コミュニティ組織の仕組みづくり

- これまでのまちづくりの単位であった行政区の課題や利点を検証し、町民と協働(※注1)しながらこれからの地域コミュニティ組織の単位やあり方について検討します。
- 中心市街地については、急激にマンションや住宅の建設が進むため、区画整理組合や地元行政区などと協議し、新たなコミュニティのあり方について検討します。
- 地域の活性化や地域のさまざまな課題解決のために、町職員と地域との関係を強化する仕組みづくりに努めます。

②コミュニティ施設の充実

- 身近な地域の公民館や集会所など、さまざまな地域活動の拠点として機能するよう、施設の整備に対して支援します。

③コミュニティ活動の活性化

- 町民の自発的な地域活動を促すため、自治意識の高揚や地域リーダーの育成に努めます。
- コミュニティ活動を総合的に支援するため、コミュニティに関する窓口や組織の一元化を推進します。
- 役場窓口での転入手続き時や広報活動により、転入者や行政区未加入者に行政区への加入促進に努めます。

④住居表示の推進

- 日常生活の利便性向上のため、目的の場所が容易に分かるように住居表示を計画的に推進します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
隣近所との付き合いが(あまり)ない世帯(人)の割合	34.3% (※注2)	28%

(※注1)協働とは、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして唱えられている概念のひとつで、地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、相互にお互いの不足を補い合い、ともに協力して課題解決に向けた取り組み。

(※注2)指標割合は、平成21年度実施住民意識調査による割合。

第9章 みんなの力で地域づくりを進めるまち

2 協働・公益活動の推進

現状と課題

- ◆地方分権が進展する中、地方の自主性や自立性を高め、個性豊かで活力ある地域社会の確立が求められています。そのためには、町民、事業者、学校、行政などが、お互いの役割を認識し、共に汗を流し、相互に連携・協力しながらまちづくりや地域づくりに取り組むことが重要です。また、新たなまちづくりの担い手としてのボランティア団体などの活動や地域におけるコミュニティ活性化への取り組みも一層重要となってきます。
- ◆社会の成熟に伴い、多くの町民が「物の豊かさ」から「心の豊かさ」を重視するようになってきています。こうした中、生きがいや自己実現を求め、さまざまな分野でボランティア活動などに取り組む町民が増えています。（※別表1 公益活動団体登録数推移）。このことは、今回の総合計画策定に関するまちづくり住民会議（ワークショップ）や団体ヒアリングの中でも、「自分たちでできるまちづくり活動に積極的に取り組むべきだ」という意見や提案が多く出されたことから推察できます。
- ◆「ボランティアの拠点や情報が不足しており始めるきっかけが弱い」「協働や参画の仕組みが確立されていない」といった、町民の声もあることから、町民がどのように地域社会に貢献し、各種活動に参画できるのかを町民と行政が共に考え、町民の能力や知識、経験をまちづくりに生かしていくことが求められています。
- ◆また、ボランティア以外にも、行政の各種委員会や審議会への公募をはじめ、町民参加型のワークショップなど町民と行政が、それぞれの特性を活かしながら、まちづくりや課題解決に向けて話し合いのできる環境をつくっていくことが重要です。

◆施策の方針

地域に暮らし活動する町民、町民活動団体、企業、行政がそれぞれの主体性と自主性を尊重し合いながら、地域や公共の担い手として協働し、パートナーシップによる町民参加型のまちづくりをめざします。

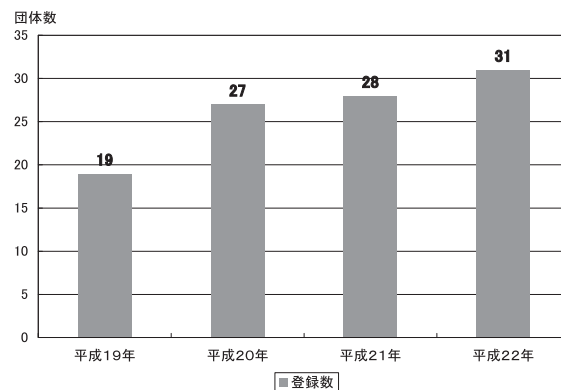
◆施策の体系

協働・公益活動の推進

- ◆協働の仕組みづくりと情報提供
- ◆公益活動への支援
- ◆町民参画の推進

別表1

◆公益活動団体登録数



<協働を推進するために>

町からの情報に関心を持ち、個人がもつ特技や知識を積極的に活かし、地域活動へ参加することが大切です。

また、各種の審議会や委員会へ積極的に参加し、個人の能力や知識を活かし、まちづくりに参加することが重要です。

施策の内容

①協働の仕組みづくりと情報提供

- 協働のまちづくりを進めるため、町民や事業者、行政が一体となって進めていくまちづくり体制の確立、具体的方策について方針を明らかにし、計画的に取り組みます。
- 町民と行政職員が、「自助・共助・公助」という協働の考え方について理解し、共通の認識のもと、まちづくりを推進するため、あらゆる機会を通じて情報を発信し、意識の高揚を図ります。

②公益活動への支援

- NPO(※注1)・ボランティア団体などの自発的な活動を促進するため、情報の共有や連携などの活動の支援や活動しやすい環境づくりを進めます。

- NPO・ボランティア団体等の活動内容や状況などを町民に広くアピールし、理解を深め、活動のより一層の充実を図ります。
- ボランティアセンターがさまざまな公益活動の情報拠点となるよう努めます。
【関連施策 8-2地域福祉の充実③】

③町民参画の推進

- ワークショップ(※注2)方式による参加型の会議の活用など、施策、政策に関して町民の参加の機会を充実し、広く町民の意見が反映するよう努めます。
- 町民がまちづくりに参画できる機会を充実させるために、各種の審議会や委員会などへの公募委員の登用などについて検討します。

成果指標・数値目標

指標名	平成21年度(実績)	平成27年度(目標)
公益活動団体の登録数	28団体	35団体

(※注1) NPOとは、NonProfit Organizationの略。ボランティア活動など、社会的な公益活動を行う、営利を目的としない組織・団体。

(※注2) ワークショップとは、作業場や工房を意味する語であるが、住民参加型のまちづくりにおいて、参加者が対等な関係で対話と共同作業を通じて一定の総意を得ていく会議手法のひとつ。